

# 川崎市条例指定制度

## 【申出書類の記載例】

川崎市



## 目次

<b>条例指定NPO法人となるための申出書・添付書類の一覧</b> .....	2
(1) 指定特定非営利活動法人となるための申出書及び添付書類一覧（兼チェック表） .....	3
(2) 指定特定非営利活動法人申出書（第1号様式） .....	4
(3) 寄附者名簿（第2号様式） .....	6
(4) 基準等チェック表（第1表） .....	8
(5) 基準等チェック表（第2表 3,000円×50人用） .....	10
(6) 基準等チェック表（第2表 1,000円×100人用） .....	12
(7) 基準等チェック表（第2表 認定特定非営利活動法人用） .....	14
(8) 基準等チェック表（第3表） .....	16
(9) 役員等の状況（第3表付表1） .....	18
(10) 帳簿組織の状況（第3表付表2） .....	20
(11) 基準等チェック表（第4表） .....	22
(12) 役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1） .....	24
(13) 役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2） .....	25
(14) 基準等チェック表（第5表） .....	28
(15) 基準等チェック表（第6、7、8表） .....	32
(16) 欠格事由チェック表 .....	34
(17) 役員等氏名一覧表 .....	36
(18) 寄附金充当予定事業一覧（第3号様式） .....	38
(19) 滞納処分に係る納税証明書の取得について（ご案内） .....	40

## 条例指定NPO法人となるための申出書・添付書類の一覧

指定NPO法人となるための申出書と添付書類は、次のとおりです。

様式等については、川崎市ホームページ内の「NPO法人関連」からダウンロードできます。記載例についても、併せて掲載していますので、ご参照ください。

【表1】 指定NPO法人となるための申出書及び添付書類一覧

提出書類		備考	公益要件		
			3000円 ×50人	1000円 ×100人	認定 法人
指定特定非営利活動法人申出書（第1号様式）		申出書	○	○	○
指定NPO法人となるための申出書及び添付書類一覧 （兼チェック表）		提出書類一覧表	○	○	○
寄附者名簿（第2号様式）		寄附者名簿	○	○	○
基準等に 適合する旨及び 欠格事由に該当 しない旨を説明 する書類	基準等チェック表（第1表） ・市内で公益的活動を継続的に行っていることの 説明資料	市内における 公益的活動の実績	○	○	○
	基準等チェック表（第2表 3,000円×50人用） ・根拠資料としての寄附者名簿	地域における支持 （いずれかを選択）	○		
	基準等チェック表（第2表 1,000円×100人用） ・根拠資料としての寄附者名簿			○	
	基準等チェック表（第2表 認定特定非営利活動 法人用） ・認定法人であることを証明する書類 （所轄庁の発行した通知等の写し）				○
	基準等チェック表（第3表） 役員の状況（第3表付表1） 帳簿組織の状況（第3表付表2）又は監査証明書	運営組織及び経理	○	○	
	基準等チェック表（第4表） 役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1） 役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付 表2）	事業活動	○	○	
	基準等チェック表（第5表初葉）	情報公開	○	○	
	基準等チェック表（第5表次葉）	インターネット公開	○	○	○
	基準等チェック表（第6、7、8表）	事業報告書等の提出 法令違反等なし 設立後1年超	○	○	
	欠格事由チェック表 ・滞納処分に係る納税証明書 ・役員等氏名一覧表	欠格事由不該当	○	○	○
寄附金充当予定事業一覧（第3号様式）		寄附金充当予定事業 一覧	○	○	○
直近の事業報告書等 （事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿）		川崎市外に事務所を もつ法人のみ提出	○	○	○
役員名簿					
定款等 （定款、認証に関する書類の写し、登記に関する書類の写し）					

## 指定特定非営利活動法人となるための申出書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申 出 書 ・ 添 付 書 類		提出 部数	チェック
指定特定非営利活動法人申出書（第1号様式）		1部	✓
1 寄附者名簿（第2号様式）		1部	✓
2 基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類			
基準等チェック表（第1表）		2部	✓
・ 市内で公益的な活動を継続的に行っていることの説明資料		1部	✓
ア、イ、ウのいずれか1つを選択してください。			
ア 寄附金3,000円以上の判定基準寄附者が年平均50人以上			
基準等チェック表（第2表 3,000円×50人用）		2部	✓
・ 根拠資料としての寄附者名簿		1部	✓
イ 寄附金1,000円以上の判定基準寄附者が年平均100人以上			
基準等チェック表（第2表 1,000円×100人用）		2部	
・ 根拠資料としての寄附者名簿		1部	
ウ 認定特定非営利活動法人であること			
基準等チェック表（第2表 認定特定非営利活動法人用）		2部	
・ 認定特定非営利活動法人であることを証明する書類 （所轄庁の発行した通知等の写し）		1部	
基準等チェック表（第3表）		2部	✓
役員の状況（第3表付表1）		2部	✓
帳簿組織の状況（第3表付表2）又は監査証明書		2部	✓
基準等チェック表（第4表）		2部	✓
役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）		2部	✓
役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）		2部	✓
基準等チェック表（第5表）		2部	✓
基準等チェック表（第6、7、8表）		2部	✓
欠格事由チェック表		2部	✓
・ 納税証明書 （所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県 知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書）		1部	✓
・ 役員等氏名一覧表		1部	✓
3 寄附金充当予定事業一覧（第3号様式）		2部	✓
所轄庁が川崎市以外の法人のみ提出する書類		提出 部数	チェック
4 直近の事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、 前事業年度の末日における社員のうち、10人以上の者の名簿）		2部	
5 役員名簿		2部	
6 定款等（定款、認証に関する書類の写し、登記に関する書類の写し）		2部	

## （注意事項）

- ・ 基準等の特例を申請する法人は、第5表（次葉）について記載及び添付する必要はありません。
- ・ 認定特定非営利活動法人は、申出書、寄附者名簿、第1表、第2表（認定特定非営利活動法人用）、第5表、欠格事由チェック表、寄附金充当予定事業一覧、直近の事業報告書等、役員名簿、定款等について記載し提出してください。（説明資料などの添付資料が示されているものは、それらについても同様に記載及び添付してください。）
- ・ 直近の事業報告書等、役員名簿、定款等については、所轄庁が川崎市である法人は提出不要です。

第1号様式

施行規則で定めた様式です。川崎市以外の様式では受理できません。

指定特定非営利活動法人申出書

登記事項証明書の所在地の記載と統一

令和6年7月20日 申出日を記載 (申出までは空欄)	主たる事務所の所在地	〒210-8577 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号 (044) 200-XXXX FAX番号 (044) 200-XXXX	
	(フリガナ)	トクエイエリカドウホウジンカワサキ	
(宛先) 川崎市長	法人名称	特定非営利活動法人かわさきし	
	(フリガナ)	カサキ イロウ	
「基準等の特例」とは、実績判定期間における総収入金額が、年平均で800万円未満の法人が申請した場合に、基準の一部を免除する特例をいいます。(申請は任意です。)申請した法人は更新を受けなければならない期間が3年ごととなります。(通常は5年)	代表者氏名	川崎 一郎	
	設立年月日	平成19年11月29日	
	事業年度	4月1日から3月31日まで	
	所轄庁	<input checked="" type="checkbox"/> 川崎市 <input type="checkbox"/> その他( )	
認定の有無 (認定の有効期間)	有 ・ 無 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕	本申出において適用する地域における支持の実績	
指定特定非営利活動法人に係る状況	<input type="checkbox"/> 現在、本市の指定特定非営利活動法人となっている。 <input type="checkbox"/> 過去に本市の指定特定非営利活動法人となったことがある。 <input checked="" type="checkbox"/> いずれにも該当しない。		<input checked="" type="checkbox"/> 3,000円×50人 <input type="checkbox"/> 1,000円×100人 <input type="checkbox"/> 認定特定非営利活動法人
基準等の特例	<input checked="" type="checkbox"/> 申請する ・ <input type="checkbox"/> 申請しない		

登記事項証明書の法人の名称及び代表者の氏名を記載

所轄庁が川崎市以外の法人は( )内に所轄庁を記載

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例

第3条第1項  
第8条第1項

の規定により申し出ます。

初回申出の場合は「第8条第1項」を、更新申出の場合は「第3条第1項」を二重線で消す

(現に行っている事業の概要)

- 1 市民活動を支援するための事業
- 2 発展途上国の子どもたちを支援するための事業
- 3 スポーツの振興に関する事業

定款に記載された特定非営利活動、その他の事業のうち、現在行っているものを定款の記載どおりに記載

主たる事務所以外の市内の事務所の所在地	責任者の氏名	役職
〒211-8570 神奈川県川崎市中原区小杉町3丁目245番地 電話番号 (044) 744-XXXX FAX番号 (044) 744-XXXX	中原 太郎	理事
〒 電話番号 ( ) FAX番号 ( )	登記事項証明書の従たる事務所の所在地の記載と統一	

## 1 記載要領（第1号様式）

項目	記載要領	備考
「主たる事務所の所在地」 「法人名称」 「代表者氏名」 「設立年月日」各欄	登記事項証明書に記載されている情報を各欄に記載してください。	1 電話番号及びFAX番号については、公開の番号を記載してください。 2 代表者が複数名いる場合は、全ての代表者の氏名を記載してください。 3 「設立年月日」欄には登記事項証明書の「法人成立の年月日」を記載してください。（法人の認証年月日でないことに注意してください。）
認定の有無	申出時において認定を受けている場合は「有」を○で囲み、直近の認定の有効期間を記載してください。	
基準等の特例	条例第13条に規定する特例の申請を希望する場合は、「申請する」を○で囲んでください。	
本申出において適用する地域における支持の実績	申出にあたって適用する「地域における支持の実績」をチェックしてください。	実績のうち、「□認定特定非営利活動法人」について、本市の指定NPO法人となったことにより、PST基準を満たし、認定を受けているものは、対象から除かれていることに注意してください。
現に行っている事業の概要	定款に記載されている特定非営利活動、その他の事業の活動のうち、現在行っている事業について、定款の記載どおりに記載してください。	特定非営利活動だけでなく、その他の事業の内容についても、記載してください。
主たる事務所以外の市内の事務所の所在地	所在地（地番まで記載）、電話番号、FAX番号を記載してください。 主たる事務所以外に登記事項証明書に記載のある、市内の従たる事務所を全て記載してください。	電話番号及びFAX番号については、公開の番号を記載してください。 記載欄が不足する場合は、不足分を別紙に記載し、提出してください。
責任者の氏名	事務所の責任者の氏名を記載してください。	「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。

## 2 注意事項

○ 申出書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ申出書を提出することができません。

○ 本文中の  $\left( \begin{array}{l} \text{第3条第1項} \\ \text{第8条第1項} \end{array} \right)$  は、いずれか一方の不要文字を二重線で消します。

初回申出の場合は「第8条第1項」を、更新申出の場合は「第3条第1項」を二重線で消します。

○ 申出書には、「指定特定非営利活動法人となるための申出書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。



## 1 注意事項

- 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3か月以内に「前事業年度の寄附者名簿」を作成し、作成の日から起算して5年間、主たる事務所と市内の事務所に備え置く必要があります。  
また、事業年度ごとに作成したこの寄附者名簿を、当該事業年度終了の日の翌日以後3か月を経過する日から5年間、主たる事務所に保存しなければならないことが、地方税法施行規則（第1条の16）で定められています。
- 「地域における支持の実績」として、「3,000円×50人」又は「1,000円×100人」のいずれかの基準を適用する場合は、この寄附者名簿の他に、「根拠資料としての寄附者名簿」を作成し、提出する必要があります。（詳しくは、「川崎市条例指定制度の手引き」第2章【表8】根拠資料としての寄附者名簿の作成手順（例）、【表9】根拠資料としての寄附者名簿（例）を参照してください。）

基準等チェック表（第1表）

法人名	特定非営利活動法人かわさきし				
1 市内において、不特定かつ多数の市民の利益に資すると認められる継続的な活動が行われていること					チェック欄 <input type="radio"/>
市内において、不特定かつ多数の市民の利益に資する継続的な活動を行っている			<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ		
市内での活動の概要					
定款上の事業名	具体的な事業内容	実施年月日	実施場所	受益者数	説明資料
市民活動を支援するための事業	川崎市内のNPO法人の活動を支援するために、ホームページの開設や広報イベントの運営を行っている。	平成19年12月～現在	川崎市内	多数	パンフレット
発展途上国の子どもたちを支援するための事業	世界の貧困問題に関するセミナーを行ったほか、チャリティーバザーを行い、収益を寄附した。	令和4年5月5日 令和5年5月5日	〇〇市民館 幸区〇〇公園 (バザー会場)	約200人 多数	新聞記事 チラシ
スポーツの振興に関する事業	毎年10月に市内の体育館で、市内の小学生と保護者を対象とした、「親子スポーツ教室」を開催している。	令和5年10月8日	川崎市高津スポーツセンター	50人	チラシ
実績判定期間（初回申出は2年間、更新申出は5年又は3年間）から申出時までに行った市内での活動の概要を記載 ※当該事業について、実績判定期間前から実施している場合は、その実績も含めて記載してください。			各事業の説明資料として記載した資料を1部ずつ添付（写しでも可）		

## 基準等チェック表（第1表）記載要領

項目	記載要領	備考
定款上の事業名	定款上の事業の名称を記載してください。	
具体的な事業内容	定款に掲げる事業の中で、実績判定期間から申出時まで、川崎市内で行った事業の内容について記載してください。	
実施年月日	イベント等、実施の年月日が明確な事業については、実施した年月日を記載してください。 事業年度を通して継続的に行う事業等は、開始した年月を記載してください。	
実施場所	事業を実施している、又は実施した場所の名称や所在地を記載してください。	川崎区、幸区など、区から記載して構いません。
受益者数	受益者（事業の対象者やイベントの参加者等）のおよその人数を記載してください。	できるだけ具体的な人数を記載してください。不特定多数の方が参加した事業等については、「多数」と記載しても構いません。
説明資料	市内での活動実績を示すために添付する資料を記載してください。	説明資料は、審査会において市内での活動の実績を判断する資料として用いられます。実績を客観的に確認できるものが望ましく、新聞や雑誌の記事等も説明資料として認められます。

申出において「3,000円×50人」の基準を適用する場合は、このチェック表を記載し、提出してください。  
 ※適用しない基準のチェック表(第2表)は記載及び提出する必要はありません。

基準等チェック表 (第2表 3,000円×50人用)

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	実績判定期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日
-----	----------------	--------	--------------------

2 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である判定基準寄附者の数の合計数が年平均50人以上であること

チェック欄  
○

【留意事項】

○判定基準寄附者とは、次のいずれかに該当する個人（法人及び団体等個人でないものは除きます。）のうち、当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除くものをいいます。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内で在勤し、又は在学する者
- (3) 市内において特定非営利活動その他の公益的活動を行っている者

○算定対象となる寄附金は、対価性がなく、任意性があり、寄附者の住所と氏名が明らかなものに限ります。会費のうち、総会での表決権以外に対価性のない正会員の会費や、対価性がなく、任意性がある賛助会費等は寄附金とみなします。

実績判定期間内の各事業年度	自	①	②	③	④	⑤
		令和4年4月1日	令和5年4月1日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	至	令和5年3月31日	令和6年3月31日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年3,000円以上の判定基準寄附者の数が50人以上である		はい <u>いいえ</u>	<u>はい</u> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

【チェック欄】

- 寄附者名簿の名寄せは事業年度ごとに行っていますか。
- 正会員・賛助会員（役員を除く）の会費や現物寄附を算定に加えていますか。
- 年間の寄附金等の合計額が3,000円未満の者、個人以外のもの（法人・団体等）、役員、役員と生計を一にする者を寄附者数から除いていますか。
- 市内在住・在勤・在学でなく、市内で公益的活動を行っていない者を寄附者数から除いていますか。
- 任意性のない寄附金等及び対価性のある会費等を算定から除いていますか。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の判定基準寄附者の数が年50人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均50人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の判定基準寄附者の数	①	②	③	④	⑤	合計	
		41人	60人	人	人	人	A
実績判定期間の月数						B	24月
(注) 1月未満の端数がある場合は、1月に切り上げます。							

$$\frac{\text{実績判定期間の年3,000円以上の判定基準寄附者数}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A}{B} \times 12 \geq 50 \text{人}$$

101人 × 12 = 50.5人 ≥ 50人

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申出書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（基準等の特例を申請する法人は3年、初めて指定NPO法人になる法人はどちらの場合も2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申出書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。  
 したがって、例えば、3月決算法人が令和4年7月に申出書を提出し、初めて指定NPO法人になる場合、令和2年4月1日～令和4年3月31日となります。

【添付書類】

- ・ 判定基準寄附者数の根拠資料「根拠資料としての寄附者名簿」を作成し、添付してください。

## 基準等チェック表（第2表 3,000円×50人用）記載要領

項目	記載要領	注意事項
「実績判定期間内の各事業年度」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度を、「@」～「◎」の各欄に記載します。</p> <p>また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年 3,000 円以上の判定基準寄附者の数が 50 人以上である場合は下欄の「はい」、50 人未満である場合は「いいえ」に○をします。</p> <p>なお、判定にあたっては、チェック欄の事項にご注意ください（確認後は、□に✓を記入してください。）。</p>	<p>判定基準寄附者の数の算出にあたっては、基準等チェック表の【留意事項】及び下記の表「算定対象となる寄附金及び寄附者の条件」を参考とし、次の点に注意してください。</p> <p>1 根拠資料としての寄附者名簿の作成について</p> <p>(1) 事業年度ごとに同一人物の寄附金等を合算（名寄せ）してください。また、受領年月日の情報は不要です。</p> <p>(2) 「在勤・在学者」は勤務先・通学先の名称と所在地を記載してください。</p> <p>(3) 「公益的活動を行っている者」は、指定を申し出た法人の会員として市内での活動を実際に継続的に行っていることなどを具体的に記載してください（市内在勤・在学者に準じる程度の地域への関与があり、申出法人が説明できる場合に限りです）。</p> <p>2 寄附金の任意性・対価性について</p> <p>一律に徴収した寄附など任意性のないものは算定対象となりません。寄附金に任意性があるか確認するため、寄附を募った際の資料の提出を求める場合があります。</p> <p>また、会費を払って法人の事業サービスを受けたり、運営する施設等を利用したりする場合の会費（いわゆる利用会員の会費等）は、正会員の会費と異なり、本市の条例指定制度においても対価性があるとみなされますので、寄附金として算入することはできません。</p> <p>3 現物寄附の算定について</p> <p>換金額又は受入評価額が記載された帳簿等に基づいて審査会において算定の可否を判断します。</p>
「年 3,000 円以上の判定基準寄附者の数」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が 3,000 円以上の判定基準寄附者の数を、「@」～「◎」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。</p>	<p>実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年 3,000 円以上の判定基準寄附者の数」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。</p>
「実績判定期間の月数」欄	<p>実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。</p>	<p>月数は暦に従って計算し、1 月未満の端数がある場合は 1 月に切り上げます。</p>

## (参考) 算定対象となる寄附金及び寄附者の条件

判定基準寄附者	<p>次のいずれかに該当する個人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有する者</li> <li>・市内で在勤し、又は在学する者</li> <li>・市内において特定非営利活動その他の公益的活動を行っている者</li> </ul> <p>※役員、役員と生計を一にする者を除く ※生計を一にする者は合わせて1人とみなす</p>
算定対象寄附金	<p>対価性がなく、任意性があり、寄附者の氏名と住所が明らかなもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附金</li> <li>・会費（※正会員の会費、賛助会費）</li> <li>・現物寄附</li> </ul>

※ 正会員が負担する会費については、認定制度の絶対値基準の判定では、総会での表決権等に対価性を有するとされるため、算定に含めることはできません。一方本市の条例指定制度では、法人の活動に参画していることに着目し、その会費を算定に含めることができます。ただし、表決権以外に会員特典等がある場合には、審査会においてそれらの対価性について審議し、算定対象とするかどうか判断します。

申出において「1,000円×100人」の基準を適用する場合は、このチェック表を記載し、提出してください。  
 ※適用しない基準のチェック表(第2表)は記載及び提出する必要はありません。

基準等チェック表 (第2表 1,000円×100人用)

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	実績判定期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日
-----	----------------	--------	--------------------

2 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が1,000円以上である判定基準寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること

チェック欄  
○

【留意事項】

○判定基準寄附者とは、次のいずれかに該当する個人（法人及び団体等個人でないものは除きます。）のうち、当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除くものをいいます。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内で在勤し、又は在学する者
- (3) 市内において特定非営利活動その他の公益的活動を行っている者

○算定対象となる寄附金は、対価性がなく、任意性があり、寄附者の住所と氏名が明らかなものに限ります。会費のうち、総会での表決権以外に対価性のない正会員の会費や、対価性がなく、任意性がある賛助会費等は寄附金とみなします。

実績判定期間内の各事業年度	自	①	②	③	④	⑤
		令和4年4月1日	令和5年4月1日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	至	令和5年3月31日	令和6年3月31日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年1,000円以上の判定基準寄附者の数が100人以上である		はい <u>いいえ</u>	<u>はい</u> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

【チェック欄】

- 寄附者名簿の名寄せは事業年度ごとに行っていますか。
- 正会員・賛助会員（役員を除く）の会費や現物寄附を算定に加えていますか。
- 年間の寄附金等の合計額が1,000円未満の者、個人以外のもの（法人・団体等）、役員、役員と生計を一にする者を寄附者数から除いていますか。
- 市内在住・在勤・在学でなく、市内で公益的活動を行っていない者を寄附者数から除いていますか。
- 任意性のない寄附金等及び対価性のある会費等を算定から除いていますか。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年1,000円以上の判定基準寄附者の数が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年1,000円以上の判定基準寄附者の数	①	②	③	④	⑤	合計	
		81人	120人	人	人	人	A
実績判定期間の月数 (注) 1月未満の端数がある場合は、1月に切り上げます。						B	24月

$$\begin{array}{l}
 \text{実績判定期間の年1,000円以上} \\
 \text{判定基準寄附者数} \\
 \hline
 \text{実判定期の月数}
 \end{array}
 \times \frac{A}{B} = \frac{201 \times 12}{24} = 100.5 \text{人} \geq 100 \text{人}$$

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申出書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（基準等の特例を申請する法人は3年、初めて指定NPO法人になる法人はどちらの場合も2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申出書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。  
 したがって、例えば、3月決算法人が令和4年7月に申出書を提出し、初めて指定NPO法人になる場合、令和4年4月1日～令和6年3月31日となります。

【添付書類】

- ・ 判定基準寄附者数の根拠資料「根拠資料としての寄附者名簿」を作成し、添付してください。

## 基準等チェック表（第2表 1,000円×100人用）記載要領

項目	記載要領	注意事項
「実績判定期間内の各事業年度」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度を、「①」～「④」の各欄に記載します。</p> <p>また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年1,000円以上の判定基準寄附者の数が100人以上である場合は下欄の「はい」、100人未満である場合は「いいえ」に○をします。</p> <p>なお、判定にあたっては、チェック欄の事項にご注意ください（確認後は、□に✓を記入してください。）。</p>	<p>判定基準寄附者の数の算出にあたっては、基準等チェック表の【留意事項】及び下記の表「算定対象となる寄附金及び寄附者の条件」を参考とし、次の点に注意してください。</p> <p>1 根拠資料としての寄附者名簿の作成について</p> <p>(1) 事業年度ごとに同一人物の寄附金等を合算（名寄せ）してください。また、受領年月日の情報は不要です。</p> <p>(2) 「在勤・在学者」は勤務先・通学先の名称と所在地を記載してください。</p> <p>(3) 「公益的活動を行っている者」は、指定を申し出た法人の会員として市内での活動を実際に継続的に行っていることなどを具体的に記載してください（市内在勤・在学者に準じる程度の地域への関与があり、申出法人が説明できる場合に限りです）。</p> <p>2 寄附金の任意性・対価性について</p> <p>一律に徴収した寄附など任意性のないものは算定対象となりません。寄附金に任意性があるか確認するため、寄附を募った際の資料の提出を求める場合があります。</p> <p>また、会費を払って法人の事業サービスを受けたり、運営する施設等を利用したりする場合の会費（いわゆる利用会員の会費等）は、正会員の会費と異なり、本市の条例指定制度においても対価性があるとみなされますので、寄附金として算入することはできません。</p> <p>3 現物寄附の算定について</p> <p>換金額又は受入評価額が記載された帳簿等に基づいて審査会において算定の可否を判断します。</p>
「年1,000円以上の判定基準寄附者の数」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が1,000円以上の判定基準寄附者の数を、「①」～「④」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。</p>	<p>実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年1,000円以上の判定基準寄附者の数」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。</p>
「実績判定期間の月数」欄	<p>実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。</p>	<p>月数は暦に従って計算し、1月未満の端数がある場合は1月に切り上げます。</p>

## (参考) 算定対象となる寄附金及び寄附者の条件

判定基準寄附者	<p>次のいずれかに該当する個人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有する者</li> <li>・市内で在勤し、又は在学する者</li> <li>・市内において特定非営利活動その他の公益的活動を行っている者</li> </ul> <p>※役員、役員と生計を一にする者を除く ※生計を一にする者は合わせて1人とみなす</p>
算定対象寄附金	<p>対価性がなく、任意性があり、寄附者の氏名と住所が明らかなもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附金</li> <li>・会費（※正会員の会費、賛助会費）</li> <li>・現物寄附</li> </ul>

※ 正会員が負担する会費については、認定制度の絶対値基準の判定では、総会での表決権等に対価性を有するとされるため、算定に含めることはできません。一方本市の条例指定制度では、法人の活動に参画していることに着目し、その会費を算定に含めることができます。ただし、表決権以外に会員特典等がある場合には、審査会においてそれらの対価性について審議し、算定対象とするかどうか判断します。

申出において「認定特定非営利活動法人」の基準を適用する場合は、このチェック表を記載し、提出してください。  
 ※適用しない基準のチェック表(第2表)は記載及び提出する必要はありません。

基準等チェック表 (第2表 認定特定非営利活動法人用)

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	チェック欄
2 申出時に特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けていること		○
<p>【留意事項】</p> <p>○本市の指定NPO法人となったことにより、PST基準を満たし、認定を受けている者は除きます。</p>		

申出時に特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けている (本市において指定特定非営利活動法人となったことにより、特定非営利活動促進法第45条第1項第1号ハの基準に適合し、認定を受けている者を除く。)	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---

所 轄 庁	神奈川県
認 定 年 月 日	令和5年12月18日
認 定 の 有 効 期 間	令和5年12月18日から 令和10年12月17日まで

認定年月日は、認定の有効期間の始期を記載

※ 特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けていることを証明する書類(所轄庁の発行した通知の写し等)を添付してください。

## 【記載要領】

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「申出時に特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項の認定を受けている」欄	申出時に特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項の認定を受けている場合は「はい」を○で囲んでください。	「本市の指定NPO法人となったことにより、PST基準を満たし、認定を受けている者」については、対象外としています。
「所轄庁」欄	現在の所轄庁の名称を記してください。	
「認定年月日」欄	認定を受けた年月日（認定の有効期間の始期と同日）を記載してください。	認定を受けた後に、認定法人でない期間を経て、再び認定を取得した場合には、直近の認定を受けた年月日を記載してください。
「認定の有効期間」欄	直近の認定又は有効期間の更新を受けた日から継続している有効期間を記載してください。	

基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	チェック欄
<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>(1) 役員の数の中に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>ア 役員及びその親族等</p> <p>イ 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>(2) 各社員の表決権が平等であること</p> <p>(3) 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>(4) 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>		○

(1)

区 分	項 目	役員数		割 合	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合
		①	②	(②÷①)		(④÷①)
①	令和4年4月1日～令和5年3月31日	8人	2人	25%	0人	0%
②	令和5年4月1日～令和6年3月31日	8人	2人	25%	0人	0%
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%		%
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%		%
申 出 時		8人	2人	25%	0人	0%

3分の1以下  
であると  
基準を満たす

⑥ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(2)

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申出時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
定款第28条に「各正会員の表決権は、平等となるものとする。」と規定	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

定款の文言と記載を統一

（注意事項）

- ・ 基準等チェック表（第3表）は、条例第11条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書）の提出時においても記載及び添付する必要があります。ただし、認定法人の場合、記載及び添付の必要はありません。
- ・ 更新申出にあたっては、規則第18条第2項に規定する「役員報酬規程等提出書」の添付書類として提出した書類の記載内容から変更がない場合には、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

「はい」の場合は、監査証明書を添付（その場合、第3表付表2「帳簿組織の状況」の添付は不要）

(3)

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 出 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

(4)

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 出 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・ 更新申出にあたっては、規則第18条第2項に規定する「役員報酬規程等提出書」の添付書類として提出した書類の記載内容から変更がない場合には、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
(1) の各欄	区分欄の「㉑」から「㉓」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 「①」、「②」及び「④」の各欄は第3表付表1「役員数」欄及び(1)、(2)欄に記載した役員数等を転記します。	
(2) の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、『定款（又は会則）第〇条に「正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与える。」と規定』のように記載します。	
(3) の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「㉑」から「㉕」については、前記(1)に記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。 なお、青色申告法人に準ずることについて、その具体的な内容は次のとおりです。（法人税法施行規則） ① 資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明りょうに記録し、その記録に基づいて決算を行うこと ② 仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する一定事項を記載すること ③ 仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載すること ④ たな卸表を作成すること ⑤ 一定の科目をもって貸借対照表及び損益計算書を作成すること ⑥ 帳簿書類を7年間整理保存すること (注) NPO法上の活動計算書を作成していれば、⑤の損益計算書を作成していることとして取り扱っても差し支えありません。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」をした場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」をした場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。 ※ いずれかを満たせばよいので、監査証明書を添付する場合は、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付する必要はありません。
(4) の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、前記(1)に記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	法人が名目に関わらず支出した金銭で、その費途が明らかでないものがある場合や、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合は基準を満たしません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	①	②	③	④	⑤	申出時
役員数		8人	8人	人	人	人	8人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		2人	2人	人	人	人	2人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	0人		人	人	0人

親族だけでなく、同じ会社や同じNPO法人の役員等についても、それぞれのグループの人数の割合が、役員の3分の1を超えると基準を満たしません。

役員の内訳				就任等の状況						
氏名	住所	職名	続柄等	①	②	③	④	⑤	申出時	就任・退任年月日
				川崎 一郎	神奈川県川崎市川崎区××○丁目○番○号	理事長		○		
横浜 太郎	神奈川県横浜市中区××○丁目○番○号	理事		○	○				○	就任 平成 19.11.29
相模原 洋子	神奈川県相模原市中央区××○丁目○番○号	理事		○	○				○	就任 平成 19.11.29
川崎 花子	神奈川県川崎市川崎区××○丁目○番○号	理事	理事長の妻	○	○				○	就任 平成 19.11.29
埼玉 和子	埼玉県さいたま市浦和区××○丁目○番○号	理事		○						就任 平成 19.11.29 退任 令和 3.11.29
千葉 健作	千葉県千葉市中央区××○丁目○番○号	理事			○				○	就任 令和 3.11.30
茨城 節子	茨城県水戸市××町○丁目○番○号	理事		○	○				○	就任 平成 19.11.29
栃木 健史	栃木県宇都宮市××町○丁目○番○号	監事		○	○				○	就任 平成 19.11.29
東京 一夫	東京都千代田区××○丁目○番○号	監事		○	○				○	就任 平成 19.11.29

住民票の記載どおりに氏名・住所を記載

「役員の内訳」については、①から⑤の各事業年度及び申出時までの間に役員として在籍した全ての者について記載してください。  
各事業年度末日に在任している場合に○をつけてください（事業年度途中で退任した場合は○をつけません。）。  
なお、上記期間中に役員の内訳の事実がある場合には、総会議事録、年間役員名簿、登記事項証明書等に記載された「就任・退任年月日」を記載してください。  
※それ以外の役員については、最初に就任した年月日を記載

(注意事項)

- 更新申出にあたっては、規則第18条第2項に規定する「役員報酬規程等提出書」の添付書類として提出した書類の記載内容から変更がない場合には、改めて記載する必要はありません。

## 役員の状況（第3表付表1） 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「@」から「◎」及び「申出時」の各欄は事業年度末日に役員であったときに「○」を付します。なお、当該「@」から「◎」については、基準等チェック表（第3表）の（1）に記載する各期間（「@」から「◎」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
  - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
  - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
  - ① 特定の法人の役員又は使用人
  - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
  - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 前記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
 

なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。

  - 直接に保有する関係
    - 一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
  - 間接に保有する関係
    - 一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

### 「生計を維持している者」と「生計を一にしている者」について

「生計を維持している者」とは、当該役員からの経済的援助によって日常生活の資の主要部分を補っている者をいいます。

「これらの者と生計を一にしている者」とは、これらの者と日常生活の資を共通にしている者をいいますから、同居していなくても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合には、これに該当します。

監査証明書を添付した法人は、提出不要

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人かわさきし		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	帳簿	随時	7年
現金出納帳	ルーズリーフ	毎日	7年
入金・出金・振替伝票（仕訳帳）	複写伝票 (ルーズリーフ)	毎日	7年
請求書・領収証綴り	バインダー	随時	7年
領収証（控）	複写伝票	随時	7年
給与台帳	ルーズリーフ	毎月	7年
寄附者名簿	ルーズリーフ	随時	7年
<p>実態調査時に法人事務所において、帳簿書類等の記帳、保存状況等を確認します。</p>		<p>設立から7年経過しない場合は、 「〇年（平成〇年設立。7年保存予定）」と記載</p>	

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「バインダー」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「1週間ごと」のように記載します。
- ・ 更新申出にあたっては、規則第18条第2項に規定する「役員報酬規程等提出書」の添付書類として提出した書類の記載内容から変更がない場合には、改めて記載する必要はありません。



MEMO

基準等チェック表（第4表）

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		○
(1) 特定の個人又は法人その他の団体に対する不公正な取引その他の不当な利益につながるものでないこと		
(2) 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
(3) 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、前記(2)の活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		

(1)

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出時
特定の個人又は法人その他の団体に対する不公正な取引その他の不当な利益につながる活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

NPO法人は「主たる目的」でなければ行えるが、指定NPO法人になるためには、一切行えない活動

(2)

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(3)

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及び(2)の活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

寄附という名目でなくても、金銭その他の資産、経済的な利益の贈与、無償の供与を行うと該当

(注意事項)

- ・ 基準等チェック表(第4表)は、条例第11条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書)の提出時においても記載及び添付する必要があります。ただし、認定法人の場合、記載及び添付の必要はありません。
- ・ 更新申出にあたっては、規則第18条第2項に規定する「役員報酬規程等提出書」の添付書類として提出した書類の記載内容から変更がない場合には、改めて記載する必要はありません。

## 基準等チェック表（第4表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
(1)	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「特定の個人又は法人その他の団体」とは、法人の役員や直接のサービス等の受益者だけでなく、事業に伴う経費の支出先や、事業によって得られた成果を享受する者等についても含まれます。</p>	<p>法人の事業活動が、特定の個人又は法人その他の団体に対する不正な取引その他の不当な利益につながるものでないか、確認させていただくことがあります。</p> <p>確認の結果、事業活動がそれらの不当な利益につながる事が明らかとなった場合は基準不適合となります。</p>
(2) 及び (3) の各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 前記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>	<p>第4表付表1「役員等に対する報酬等の状況」及び2「役員等に対する資産の譲渡等の状況等」を記載し、添付してください。</p> <p>なお、当該「①」～「③」については、基準等チェック表（第3表）の（1）に記載する各期間（「①」～「③」）を示したものです。</p>

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人かわさきし
-----	----------------

1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者<sup>(注1)</sup>（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1) 「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

(1) 役員等に対する報酬又は給与の支給（(2)に係る部分を除く）

氏名	職名	法人との関係(注2)	報酬・給与の区分	支給期間等	支給金額
川崎 一郎	理事長	役員	報酬	令和4.4.1～ 令和5.6.30	1,200,000 円
横浜 太郎	理事	役員	給与	令和4.4.1～ 令和6.6.30	2,000,000 円
					円
					円
					円
					円
					円
					円

給与を毎月支払っている場合は、実績判定期間から申出書提出日までに支給したものを含め、直近の期間まで記載

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

雇用契約を結んだパート・アルバイトも含めた実人数を記載

(2) 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	令和4年4月1日～令和6年6月30日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
3人	8,100,000 円

(注意事項)

- ・ 「役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）」は、条例第11条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 更新申出にあたっては、規則第18条第2項に規定する「役員報酬規程等提出書」の添付書類として提出した書類に記載した事項から変更がない場合には、改めて記載する必要はありません。

## 役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2（初葉）

法人名	特定非営利活動法人かわさきし																																																																																		
<p>2 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係<sup>(注)</sup>にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注) 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 前記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p> <p>(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取引先の氏名等</th> <th>法人との関係</th> <th>譲渡資産の内容</th> <th>譲渡年月日</th> <th>譲渡価格</th> <th>その他の取引条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>土地付き建物、 車や事務機器の譲渡など</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">役員等又は役員等が支配（発行済株式の50%以上を保有、又は50%以上を出資）する法人との取引（申出を行う法人への譲渡や貸付けを含む）がある場合のみ記載</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取引先の氏名等</th> <th>法人との関係</th> <th>貸付資産の内容</th> <th>貸付年月日</th> <th>対価の額</th> <th>その他の取引条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎 太郎</td> <td>社員</td> <td>事務所</td> <td>通年</td> <td>1,200,000円</td> <td>光熱費等を含む</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等	なし				円				土地付き建物、 車や事務機器の譲渡など		円						円						円		役員等又は役員等が支配（発行済株式の50%以上を保有、又は50%以上を出資）する法人との取引（申出を行う法人への譲渡や貸付けを含む）がある場合のみ記載						取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等	川崎 太郎	社員	事務所	通年	1,200,000円	光熱費等を含む					円						円						円						円						円	
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等																																																																														
なし				円																																																																															
		土地付き建物、 車や事務機器の譲渡など		円																																																																															
				円																																																																															
				円																																																																															
役員等又は役員等が支配（発行済株式の50%以上を保有、又は50%以上を出資）する法人との取引（申出を行う法人への譲渡や貸付けを含む）がある場合のみ記載																																																																																			
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等																																																																														
川崎 太郎	社員	事務所	通年	1,200,000円	光熱費等を含む																																																																														
				円																																																																															
				円																																																																															
				円																																																																															
				円																																																																															
				円																																																																															

## (注意事項)

- 役員等に対する資産の譲渡等の状況（第4表付表2）は条例第11条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 更新申出にあたっては、規則第18条第2項に規定する「役員報酬規程等提出書」の添付書類として提出した書類に記載した事項から変更がない場合には、改めて記載する必要はありません。

第4表付表2（次葉）

(3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
岩手 博	正会員	○事業・講師謝金	令和 4. 5. 30	50,000 円	(源泉所得税を含む)
福岡 麻里子	理事	○事業・講師謝金	令和 4. 8. 30	50,000 円	(源泉所得税を含む)
福井 清	正会員	○事業・講師謝金	令和 5. 11. 29 ~30	100,000 円	50,000 円×2 日分 (源泉 所得税を含む)
新潟 良子	理事	ホームページ年 間維持手数料	令和 4. 11. 29 ~ 令和 6. 3. 31	60,000 円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

提供が複数回にわたる場合は、金額及び回数など「対価の額」の内訳を記載

3 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

特になければ、  
記載は不要

4 支出した寄附金(実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
なし		円		
		円		
実績判定期間から申出書提出日までの間において寄附金(助成金を含む)を支出した場合に、全ての支出先の名称などを記載				
		円		
		円		
		円		

(注意事項)

- ・ 役員等に対する資産の譲渡等の状況（第4表付表2）は、条例第11条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 更新申出にあたっては、規則第18条第2項に規定する「役員報酬規程等提出書」の添付書類として提出した書類に記載した事項から変更がない場合には、改めて記載する必要はありません。



MEMO

基準等チェック表（第5表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	チェック欄
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを主たる事務所及び市内の事務所（市内の事務所がない場合にあっては主たる事務所）において閲覧させること。</p> <p>ア 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>イ 指定特定非営利活動法人の基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>エ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>オ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類</p> <p>カ 助成の実績を記載した書類</p>		○

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き 閲覧させることに同意する。		同 意	
		する	しない
ア	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも条例指定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
イ	指定特定非営利活動法人の基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ウ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
エ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
オ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ・ 役員等との取引 ④ 寄附者（当該指定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、全事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び総額 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		
カ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（備考） 閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、当該細則（社内規則）等を添付してください。

（注意事項）

- ・ 基準等チェック表（第5表）は、条例第11条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書）の提出時においても記載及び添付する必要があります。ただし、認定法人の場合、記載及び添付の必要はありません。
- ・ 更新申出にあたっては、規則第18条第2項に規定する「役員報酬規程等提出書」の添付書類として提出した書類の記載内容から変更がない場合には、改めて記載する必要はありません。

## 基準等チェック表（第5表 初葉）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。
「オ」欄		<p>④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 前記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

基準等チェック表（第5表）

（次葉）

次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。

ア 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録に限る。）

イ 定款

【留意事項】

- ・特例を適用する場合は、「1 基準等の特例の適用の有無」により適用できることを確認してください。特例を適用する法人については、「2 インターネットの利用による公表」について記載する必要はありません。

チェック欄

1 基準等の特例の適用の有無

申出書（第1号様式）の「基準等の特例」欄で「申請する」を選んだ法人は、「有」を○で囲んでください。申請しない法人は、「無」を○で囲み、「2 インターネットの利用による公表」について記載してください。

平均総収入金額（年間800万円未満） （(⑥×12) ÷ ⑦ < 800万円）	特例申請の有無
	有 ・ 無

判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤
	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで
総収入金額	6,000,000円	9,000,000円	円	円	円

合計総収入金額（※⑥）	15,000,000円	① から⑤までの合計月数（※⑦）	24月
-------------	-------------	------------------	-----

年総収入金額（⑥ × 12 ÷ ⑦ < 800万円）	7,500,000円
----------------------------	------------

年800万円未満であり、基準等の特例が適用できます。

基準等の特例が適用される法人については、記載する必要はありません。

2 インターネットの利用による公表（1の特例を適用する法人を除く）

次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。		同意	
		する	しない
1	事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録に限る。）		
2	定款		

（注意事項）

- ・更新申出にあたっては、規則第18条第2項に規定する「役員報酬規程等提出書」の添付書類として提出した書類の記載内容から変更がない場合には、改めて記載する必要はありません。

## 基準等チェック表（第5表 次葉）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「特例申請の有無」欄	該当する一方を「○」で囲みます。指定特定非営利活動法人申出書（第1号様式）の「基準等の特例」欄で「申請する」を選んだ法人（申請は任意です。）は、「有」を囲んでください。	特例の適用を申請できる規模の法人は、実績判定期間内の「総収入金額」が年平均 800 万円未満の法人です。
「判定の対象となる各事業年度」欄	実績判定期間内の各事業年度を、①～⑤の各欄に記載します。	
「総収入金額」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。 一般的に経常収支に含まれていない「借入金収入」、「引当金戻入益」、「前期繰越収支差額」等については、含まれません。 寄附金はその事業年度に受領したものに限られるため、「未収寄附金」は含まれません。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と、その他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「合計総収入金額」欄	「総収入金額」欄の①～⑤の各欄に記載した金額の合計を記載してください。	
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	基準等の特例を申請した法人は記載する必要がありません。

基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人かわさきし
-----	----------------

基準等チェック表（第6表）

毎事業年度初めの3か月以内に提出していますか？

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄 <input type="radio"/>
---	--------------------------------

特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

①	②	③	④	⑤
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

⑨ 基準等チェック表（第6表）は、条例第11条第1項に基づく書類の提出時においても記載及び添付する必要があります。

特定非営利活動であっても、税法上の収益事業に該当すれば課税対象となりますので、申告漏れにご注意ください。

基準等チェック表（第7表）

7 法令（条例を含む。以下同じ。）又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄 <input type="radio"/>
--	--------------------------------

法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無

①	②	③	④	⑤	申出時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

⑨ 基準等チェック表（第7表）は、条例第11条第1項に基づく書類の提出時においても記載及び添付する必要があります。

「申出時」の欄も忘れずに記載

基準等チェック表（第8表）

8 申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄 <input type="radio"/>
---	--------------------------------

事業年度	4月1日～3月31日	設立年月日	平成19年11月29日
------	------------	-------	-------------

登記事項証明書の法人成立の年月日を記載

（注意事項）

- ・ 基準等チェック表（第6表、第7表）は、条例第11条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書）の提出時においても記載及び添付する必要があります。ただし、認定法人の場合、記載及び添付の必要はありません。
- ・ 更新申出にあたっては、基準等チェック表（第8表）の記載の必要はありません。また、規則第18条第2項に規定する「役員報酬規程等提出書」の添付書類として提出した書類の記載内容から変更がない場合には、改めて記載する必要はありません。

## 基準等チェック表（第6表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>なお、事業報告書等の提出については、川崎市特定非営利活動促進法施行条例第6条に基づき、毎事業年度初めの3か月以内に行わなければならないこととされています。</p>	<p>「@」～「㊟」については、認定基準等チェック表(第3表)の(1)に記載する各期間(「@」から「㊟」)を示したものです。</p>

## 基準等チェック表（第7表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>特定非営利活動促進法第42条に基づく所轄庁の改善命令に違反する場合などが該当します。</p> <p>なお、法人税の収益事業として申告をするべきものを申告していないなど、法人税・消費税・源泉所得税を適正に申告・納付していない場合も、法令に違反する事実があるとみなされます。</p>	<p>「@」～「㊟」については、認定基準等チェック表(第3表)の(1)に記載する各期間(「@」～「㊟」)を示したものです。</p>

## 基準等チェック表（第8表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	<p>該当する年月日を記載します。</p>	<p>設立年月日は、登記事項証明書の法人成立の年月日の記載と一致しているか確認してください。</p> <p>法人の認証年月日ではありません。</p>

## 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人かわさきし		チェック欄
次のいずれかの欠格事由に該当していないこと。			○
<p>1 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(1) 第17条第1項（第7号から第9号までを除く。）又は第2項の規定により指定特定非営利活動法人に該当しないこととする手続が行われた場合において、その手続が行われる原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者で指定特定非営利活動法人に該当しないこととなった日から5年を経過しないもの</p> <p>(2) 特定非営利活動促進法第47条第1号イに該当する者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(4) 特定非営利活動促進法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律若しくは神奈川県暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(5) 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第6号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第7号イにおいて同じ。）</p> <p>2 第17条第1項（第7号から第9号までを除く。）又は第2項の規定により指定特定非営利活動法人に該当しないこととする手続が行われた場合において、指定特定非営利活動法人に該当しないこととなった日から5年を経過しないもの</p> <p>3 特定非営利活動促進法第47条第2号に該当するもの</p> <p>4 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの</p> <p>5 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの</p> <p>6 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの</p> <p>7 次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 暴力団</p> <p>(2) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの</p>			
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
(1)	指定特定非営利活動法人に該当しないこととする手続が行われた場合（更新の申出を行わないとき、更新時に基準に適合しなかったとき及び法人が解散したときを除く）において、その手続が行われる原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者で指定特定非営利活動法人に該当しないこととなった日から5年を経過しない者	有・ <input type="radio"/> 無	
(2)	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者（特定非営利活動促進法第47条第1号イに該当する者）	有・ <input type="radio"/> 無	
(3)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	有・ <input type="radio"/> 無	
(4)	特定非営利活動促進法、暴力団員による不当な行為防止法若しくは神奈川県暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	有・ <input type="radio"/> 無	
(5)	暴力団の構成員等	有・ <input type="radio"/> 無	

## 欠格事由チェック表（次葉）

2	指定特定非営利活動法人に該当しないこととする手続が行われ、指定特定非営利活動法人に該当しないこととなった日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	認定又は特例認定を取り消され、その取り消しの効力が生じた日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
5	国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
7	次のいずれかに該当する法人	
(1)	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
(2)	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ

## 【添付書類】

- 1 所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。
- 2 「役員等氏名一覧表」を記載し、欠格事由チェック表と併せて提出してください。

## (注意事項)

- 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

## 役 員 等 氏 名 一 覧 表

申出日を記載  
 (申出までは空欄)

令和 年 月 日現在の役員

役職名	氏 名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別	住 所
代表者			T S H		
			T S H		
			T		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;">                     氏名、住所等は住民票記載どおりに、マンション名なども略さずにそのまま記載してください。                 </div>					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;">                     ※「高 橋」⇔「高 橋」                      「川 崎」⇔「川 崎」                      「 恵 」⇔「 恵 」 など                 </div>					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;">                     ※「○丁目△番◇号」⇔「○丁目△番地◇」                      「〇〇番△号」⇔「〇〇番地の△」など                 </div>					
			T S H		
			T S H		
			T S H		

役員名簿に基づき、  
 全ての役員について記載

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本表に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

令和 年 月 日

申出日を記載  
 (申出までは空欄)

所在地 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地

法人の名称 特定非営利活動法人かわさきし

代表者氏名 川崎 一郎



MEMO

第3号様式

寄附金充当予定事業一覧

施行規則で定めた様式です。川崎市以外の様式では受理できません。

法 人 名 称 特定非営利活動法人かわさきし

事業名	具体的な事業内容	実施予定年月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	寄附金充当予定額
(1) 市民活動を支援するための事業	川崎市内の〇〇を支援するための活動を行う	通年	川崎市内	延べ20人	被支援者 (100人)	10万円
(2) 発達途上のこどもたちを支援するための事業	〇〇のセミナー開催、チャリティーバザーを行う	×年×月	東京都	20人	参加者 (500人) 多数	20万円
		×年×月	及び川崎市内			10万円
(3) スポーツの振興に関する事業	〇〇普及のための～を行う	×年×月	川崎市川崎区内	10人	多数	5万円
(4) その他	〇〇に係る事業を行う	適宜	川崎市内	延べ5人	多数	30万円
<p>活動予算書の記載に基づき、申出を行う事業年度に寄附金を充当する予定の事業（既に実施した事業を含む）について記載してください。</p>						

## 1 記載要領（第3号様式）

項目	記載要領	備考
事業名	活動予算書の記載に基づき、申出を行う事業年度に寄附金を充当する予定の事業（既の実施した事業を含む）について記載してください。	特定非営利活動のみでなく、予定する事業の内容を全て記載してください。
実施予定年月	イベント等、予定の年月日が決まっている事業については、予定している年月日を記載してください。 事業年度を通して継続的に行う事業等は、その旨を記載してください。	
実施予定場所	事業の実施を予定する場所を記載してください。	具体的な地番まで書く必要はなく、「川崎市内」や「川崎市川崎区」など、実施予定場所の概要が分かるように記載してください。
受益対象者の範囲及び予定人数	受益対象者の範囲及びおよその人数を記載してください。	「受益対象者の範囲」は、「イベント参加者」、「支援対象者」など事業の対象となる者の範囲を記載してください。より具体的に、例えば、「〇〇地震の被災者」などと記載しても構いません。 予定人数はできるだけ具体的な人数を記載してください。不特定多数の方が参加した事業等については、「多数」と記載しても構いません。

## 滞納処分に係る納税証明書の取得について（ご案内）

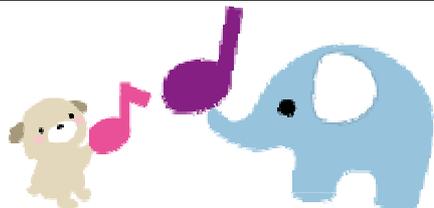


認定・特例認定の申請及び指定の申出を行う際の基準のひとつとして、「国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人」であることが設定されています。

つきましては、申請・申出時には、この基準を満たすことの証明書類として、次の書類（主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書）を取得し、川崎市に提出してください。

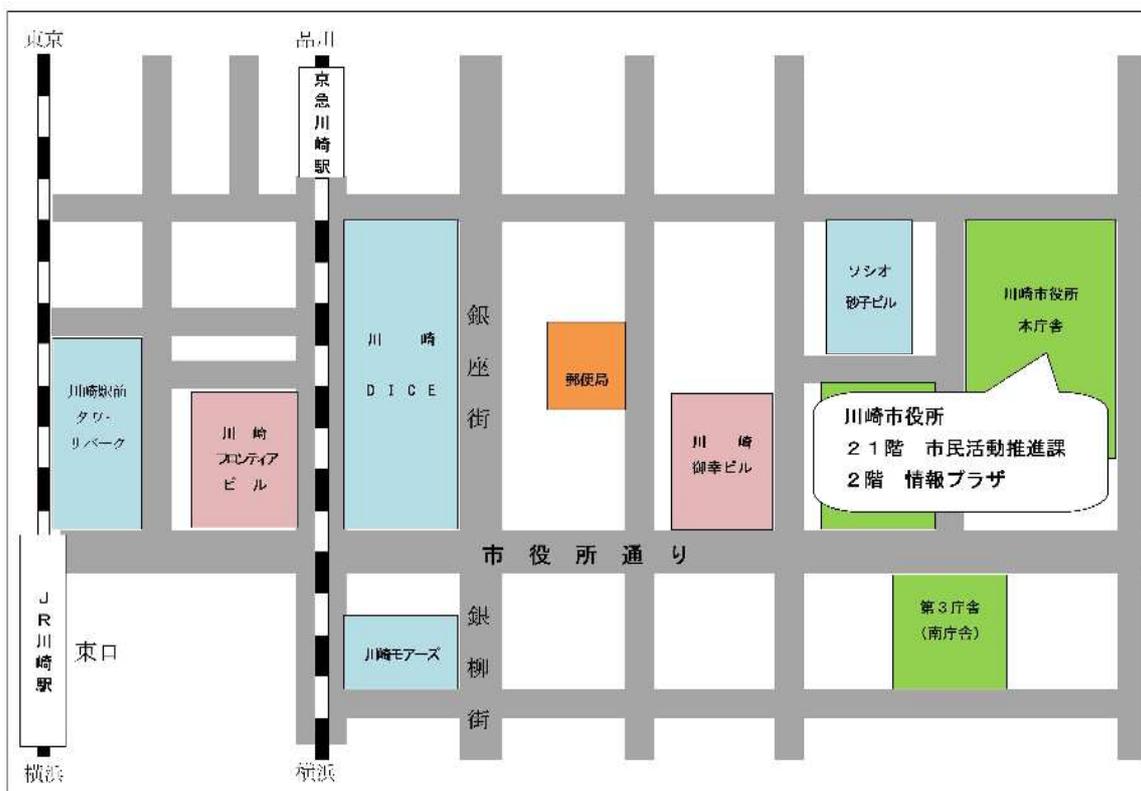
※証明書の取得には手数料がかかります。（一通 300～400 円程度、詳細は各機関にお問い合わせください。）

	交付機関	書類の名称	備考
国税	<b>【税務署】</b> (管理運営部門) ○川崎南 (川・幸) 044-222-7531 ○川崎北 (中・高・宮) 044-852-3221 ○川崎西 (多・麻) 044-965-4911	納税証明書 (その4滞納処分を受けたことのない証明用) ※過去3年以内に、国税の滞納処分を受けたことがないことを証明するための書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請書の様式は、備置きされている他、HPでダウンロードすることも可能です。</li> <li>※申請書は「納税証明書交付請求書」を使用します。</li> <li>・「証明書の種類」欄は「その4」にチェックを入れ、「証明を受けようとする事項」欄は「自」には条例指定申出日の3年以上前の日を、「至」には請求日の前日を記載。</li> <li>・「証明書の使用目的」欄は「その他」にチェックを入れ、「NPO法人の認定・特例認定の申請」又は「NPO法人の条例指定の申出」と記載。</li> </ul>
県税	<b>【県税事務所】</b> (納税証明担当) ○川崎 (川・幸) 044-233-7351 ○高津 (中・高・宮・多・麻) 044-833-1231	納税証明書 ※過去3年以内に、県税の滞納処分を受けたことがないことを証明するための書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請書の様式は、備置きされている他、HPでダウンロードすることも可能です。</li> <li>※申請書は「納税証明書交付請求書(施行規則第47号様式)」(一般用)を使用します。</li> <li>・「使用の目的」欄は「その他」にチェックを入れ、「NPO法人の認定・特例認定の申請」又は「NPO法人の条例指定の申出」と記載。</li> <li>・「証明を受けようとする事項」の「税目」欄は「県税」にチェック。</li> <li>・「証明内容」欄は「過去( )年以内に滞納処分を受けたことがないこと」にチェックし、カッコ内に「3」を記載。</li> </ul>
市税	<b>【市税事務所】</b> (市民税課管理係) ○かわさき (川・幸) 044-200-3962 ○みぞのくち (高・宮) 044-820-6559 ○しんゆり (多・麻) 044-543-8957  <b>【市税分室】</b> ○こすぎ (中) 044-744-3222	市税納税証明書 (滞納処分を受けたことがない旨の証明) ※過去3年以内に、市税の滞納処分を受けたことがないこと及び市税の重加算金を課されていないことを証明するための書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請書の様式は、<u>備置きされていませんので、窓口で申し出てください。</u></li> <li>※申請書は「市税納税証明書(滞納処分を受けたことがない旨の証明)」を使用。「使用目的」欄は、「認定・特例認定の申請」又は「条例指定の申出」にチェックを入れてください。</li> </ul>





## ○ 川崎市 市民文化局 市民活動推進課 の 案内図



### 川崎市条例指定制度

#### 【申出書類の記載例】

令和6年2月発行

川崎市におけるこの制度についての事務は、  
川崎市市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課で行っています。

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2341 (直通)

FAX 044-200-3800

メール 25simin@city.kawasaki.jp

この手引きの内容は、川崎市のホームページでも提供しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/32-7-6-0-0-0-0-0-0-0.html>